

BD FACS™ Workflow Manager ソリューション  
ソフトウェア使用許諾・メンテナンスサポート約款

2026年6月1日から有効

初版

日本ベクトン・ディッキンソン株式会社

## 第1条 適用

本約款は、日本ベクトン・ディッキンソン株式会社(以下「BD」といいます。)が提供するソフトウェア「BD FACS™ Workflow Manager ソリューション」及びこれらに限定されないその他の BD が提供する BD FACS™ Workflow Manager ソリューション関連ライセンス(以下「本ソフトウェア」といいます。)および関連サポートの利用条件を定めるものです。利用者が本約款の内容を確認する手段やその機会があった場合には、BD に対し本ソフトウェアの利用を申し込んだ時点で本ソフトウェアの利用契約(以下「本契約」といいます。)が締結され、本約款の内容に拘束されることに承諾したものとみなされます。よって、以降は本約款に反する利用者の主張は一切受け付けません。

## 第2条 定義

本約款における用語の定義は以下のとおりとします。

- (1) 「利用者」： 本ソフトウェアを利用する法人または団体
- (2) 「認定ユーザー」： 利用者により利用を許可された者
- (3) 「利用者データ」： 製品データ、利用者及び認定ユーザーの個人データ、利用者が本ソフトウェアを利用するために提供したデータ、本ソフトウェアに入力・保存される一切の情報、本ソフトウェアを利用した結果得られたデータ、メンテナンスサポート中に取得されるデータ、その他本ソフトウェアを利用するにあたり必要となるデータを指します。
- (4) 「メンテナンスサポート」： 別紙に定める本ソフトウェアの関連サポート
- (5) 「ライセンス」： 本約款で許諾された範囲内において本ソフトウェアを利用することが出来る、譲渡および再許諾不可かつ非独占の権利をいいます。

## 第3条 ライセンスの付与

- (1) BD は、利用者に対し、本約款に従い本ソフトウェアの使用権を付与します。
- (2) 本ライセンスは、非独占的、譲渡不可、再許諾不可とします。
- (3) 利用者は以下を行ってはなりません。これらの行為を BD が認識した場合、BD は直ちに本ソフトウェアの利用を停止します。
  - イ) 第三者への提供、貸与、販売
  - ロ) リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変、または本ソフトウェアの複製、ソースコードの解析、翻訳
  - ハ) 本ソフトウェアの不正使用、二次利用
  - ニ) 本ソフトウェアの目的外使用

#### 第4条 メンテナンスサポートの提供

(1) BD は本ソフトウェアおよび以下のメンテナンスサポートを提供します。

イ) ソフトウェア提供

ロ) 機能追加および変更

BD が適当とみなす技術上のバージョンアップその他の「変更」を行なう場合、追加の利用者データが必要になることがあります。また、BD 製品(ハードウェア・ソフトウェア・その他のサービス)が追加で必要になる場合には、BD はこれを行います。ただし、機能追加および変更にかかる費用をご負担いただく場合があります。

ハ) 機能削除

BD は法令遵守または第三者の権利の侵害を防ぐ目的で、合理的判断に基づき単独裁量で本ソフトウェアおよびメンテナンスサポートの中核機能を中止、削除、変更または実質的に減少させることができます。

ニ) 保守・サポート

(2) 本ソフトウェアがインストールされた顧客所有のデバイスの不具合復旧は含まれません。

(3) BD は合理的な範囲でメンテナンスサポートの提供を行います。不可抗力等による停止について責任を負いません。

(4) BD は本ソフトウェアの利用およびメンテナンスサポート中のデータの消失、毀損、漏洩等について責任を負わないものとします。

(5) 利用者は、前項のリスクに鑑み、自己の責任において定期的に利用者データのバックアップを行うものとします。

#### 第5条 利用期間および終了時の処置

(1) 利用期間は、別途定める期間とします。

(2) 利用者が本約款に違反した場合、BD は事前通知なく利用停止することができます。

(3) 利用終了時、利用者は本ソフトウェアの使用を直ちに停止することとし、BD は必要に応じて本ソフトウェアを削除できるものとします。

(4) 利用者に以下のいずれか一つでも該当した場合、BD は何らの催告を要さず直ちに本契約を解除することが出来るものとします。また、利用者に以下の事由が発生した場合も同様とします。なお、これらの事由により BD が本契約を解除した場合、BD は利用者から受領済みの本ソフトウェアにかかる費用を一切返金いたしません。

- イ) 本約款の条項に一つでも違反した場合
- ロ) 支払を停止したとき、手形交換所による不渡処分を受けたとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- ハ) 重要な資産の差押、仮差押、仮処分、強制執行、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受けたとき
- ニ) 破産、競売、民事再生、会社更生、特別清算またはこれに準ずる手続開始の申立があったとき
- ホ) 事業の全部もしくは一部の譲渡、事業の廃止もしくは重大な変更または解散の決議をなしたとき
- ヘ) 公権力により営業取消、営業停止等の処分を受けたとき
- ト) 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

## 第6条 利用者の責任

利用者は、自己の責任において以下を行うものとします。

- (1) 法令遵守
- (2) 利用環境の整備(本ソフトウェアがインストールされた顧客所有のデバイスの保護及びバックアップ)
- (3) 利用者データの正確性担保、適正管理
- (4) 第三者ソフトウェアの相互運用
- (5) 不正アクセス・不正利用の防止措置
- (6) 不正アクセス・不正利用を認識した際のすみやかな BD へ通知
- (7) 利用者データのセキュリティ管理

## 第7条 本ソフトウェアの利用料および支払

- (1) 利用者は、利用者が指定する代理店を通じて利用料を支払うものとします。
- (2) 支払遅延があった場合、利用者は年 10%の遅延損害金を支払うものとします。

## 第8条 知的財産権

本ソフトウェアに関する一切の権利は、BD または正当な権利者に帰属します。

## 第9条 利用者データの取扱い

利用者は、BD が以下の目的で利用者データを利用することに同意します。

- (1) メンテナンスサポートの提供および改善
- (2) 法令遵守
- (3) 匿名化データによる分析

## 第10条 保証の否認

本ソフトウェアは現状有姿で提供され、以下について BD は明示、黙示を問わず一切の保証を行いません。

- (1) 商品性
- (2) 特定目的に対する適合性
- (3) 権原または権利の不侵害に関わる保証および本ソフトウェアの正確性
- (4) 作動性
- (5) 利用の継続性

## 第11条 責任の制限

BD の責任は、以下の範囲に限定されるものとします。本条の規定は、第 4 条(4)に定めるデータに関する免責を妨げるものではありません。

- (1) 直接かつ通常の損害に限られるものとします。
- (2) 損害賠償額の上限は、直近 12 か月間に利用者が支払った本ソフトウェア利用料の総額としますが、BD の故意または重過失による場合はこの限りではありません。
- (3) BD は、利用者および第三者が本ソフトウェアの利用および本ソフトウェアに付随するメンテナンスサポートの利用に基づいて発生したデータの滅失、サーバーのダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等を含む一切の直接的、間接的または付随的な損害について責任を負わないものとします。
- (4) その他、天災、火災、疫病の流行、法律の制定、修正および廃止、その他不可抗力等を含め、合理的な支配の及ばない状況を原因として BD が本約款上の義務を履行出来ない場合は、BD は利用者に生じた一切の損害に関してその損害を賠償する責任を負わないものとします。
- (5) BD は、間接損害、特別損害、逸失利益その他の結果的損害について責任を負いません。

- (6) BD は、本ソフトウェアがインストールされた顧客所有のデバイスにインストールされた第三者のソフトウェア(BD の「認証済み」・「互換性」の指定如何にかかわらず)に対して責任を負わず、保証やサポートも行いません。
- (7) BD は前項の第三者ソフトウェアおよび第三者による利用者データの開示・改変・削除について責任を負いません。

## 第12条 医療行為

- (1) 利用者は、BD が提供する本ソフトウェアおよびその他の機器、メンテナンス、サポートサービスが利用者の専門的なスキル、判断および臨床的な意思決定に代替するものではないことを了承し、本ソフトウェアの利用の結果取得する情報の使用に関わる全ての責任を負うこととします。
- (2) 利用者は、本ソフトウェアまたはその他の機器による情報の記録、伝達、処理または表示が医療行為を構成しないことを確認し、自身による本ソフトウェアまたはその他の機器の利用が医療行為に係る法規に違反するとの規制当局の主張、捜査または決定について、BD に迷惑がかからないよう対応することとします。

## 第13条 第三者への委託

BD は、本サービスの全部または一部を第三者に委託することができるものとします。この場合、BD は自己の責任において、当該第三者に本約款に基づく BD の義務と同等の義務を負わせるものとします。

## 第14条 契約上の地位の譲渡

BD は、BD の関連会社ならびに Waters Corporation およびその関連会社(以下「Waters」といいます。)に対して、本約款に基づく権利義務の全部または一部を自由に譲渡または移転することができるものとします。

## 第15条 反社会的勢力の排除

- (1) 利用者は、利用者またはその役員、従業員若しくは実質的に経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証するものとします。
- (2) BD は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要することなく、本サービスの提供を停止し、または本約款に基づく契約を解除することができます。

イ) 反社会的勢力に該当すると認められる場合

- ロ) 反社会的勢力が経営に関与していると認められる場合
  - ハ) 不当に反社会的勢力を利用したと認められる場合
  - ニ) 資金提供その他関与が認められる場合
  - ホ) 社会的に非難される関係を有する場合
- (3) 利用者が以下の行為を行った場合も同様とします。
- イ) 暴力的要求行為
  - ロ) 不当要求行為
  - ハ) 脅迫、暴力
  - ニ) 信用毀損、業務妨害
  - ホ) その他これらに準ずる行為
- (4) 前項に基づき BD が契約を解除した場合、BD は一切の損害賠償責任を負わないものとします。

#### 第16条 秘密保持

- (1) 利用者および BD は、本ソフトウェアの利用に関連して知り得た相手方の技術上、営業上その他一切の秘密情報(以下「秘密情報」といいます)について、本約款の有効期間中および終了後 5 年間、第三者に開示または漏洩してはならず、本約款の目的以外に使用してはならないものとします。
- (2) 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報に含まれません。
- イ) 既に保有していた情報
  - ロ) 公知の情報
  - ハ) 自己の責によらず公知となった情報
  - ニ) 正当な権限により取得した情報
  - ホ) 独自に開発した情報
- (3) 法令または法的要請により開示が必要な場合はこの限りではありません。この場合、開示当事者は速やかに相手方に通知するものとします。
- (4) 当事者は、秘密情報を必要最小限の従業員にのみ開示し、同等の秘密保持義務を課すものとします。

#### 第17条 秘密情報の開示

前条にかかわらず、BD は、本サービス提供のために必要な範囲において、秘密情報を BD の関連会社ならびに Waters に開示することができるものとします。この場合、BD はこれらの者に対し本約款と同等の秘密保持義務を課し、その取扱いについて責任を負うものとします。

#### 第18条 個人情報の取扱い

利用者および BD は、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法その他関連法令およびガイドラインに従い、適切に取り扱うものとします。

#### 第19条 存続条項

利用期間の終了後であっても、本約款 第3条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第17条、第18条、第20条、第22条 および本条の規定は、なお有効に存続するものとします。

#### 第20条 監査権

利用者は、BD が利用期間内は歴年に1回、また、利用者が本約款に違反していると信じるに足る相当な理由がある場合にはその都度、利用者に対し10日前の書面による通知を行うことによって、利用者の事業所その他本ソフトウェアが使用されている施設を、本約款の遵守を確認する目的で調査することを了承します。

#### 第21条 約款の変更

- (1) BD は、本約款を変更することができます。
- (2) BD が約款を変更する場合は、ウェブサイトへの掲載等、適宜 BD が適当と認める方法によりこれを通知します。
- (3) 変更後に本ソフトウェアを利用した場合、利用者は変更内容に同意したものとみなされます。

#### 第22条 準拠法・管轄

本約款は日本法に準拠し、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

#### 第23条 協議

本約款に定めのない事項は、誠意をもって協議するものとします。